

令和 5 年 5 月 2 日

保護者 様

船橋市立坪井中学校長

5月8日以降の新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に係る  
今後の対応について

日頃より、新型コロナウイルス感染拡大防止対策にご協力いただき、ありがとうございます。

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の位置づけを5類感染症に変更することが正式に決定されました。

このことを受けて、船橋市教育委員会から、5月8日からの学校生活について連絡がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。ご理解、ご協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

#### 記

- ・【新型コロナウイルス感染症】学校生活における感染症対策マニュアル（令和5年4月1日版）」（船橋市教育委員会作成）は廃止します。新型コロナウイルス感染症が流行する以前の、日常の学校生活となります。
- ・給食については、4月から引き続き感染症対策としての黙食は行いません。
- ・「健康観察カード」を使用した家庭での健康観察結果の報告は終了します。引き続き、登校前の健康観察で体調不良があった場合は、学校にご連絡ください。発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要であり、無理をして登校しないようにしてください。
- ・新型コロナウイルス感染症の出席停止期間は、「発症日を0日として発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」となります。（無症状の場合は、検体を採取した日を0日とし、翌日が1日となります。）また、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。
- ・マスクの着脱についてはお子さんの判断を尊重するとともに、感染の有無やマスクの着用の有無によって差別・偏見等がないようにします。また、基礎疾患等の様々な事情がある場合には、本人および家族の意向を確認して対応します。

#### 【引き続き行う感染症対策】

- ・適切な換気の確保
- ・手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導